

国際課税ディスカッショングループ報告

平成 25 年 12 月 2 日

1. 開催状況

本年 10 月 8 日の税制調査会での決定を受けて、当ディスカッショングループを開催することとし、これまでに以下のとおり 2 回の審議を行った。

第 1 回 10 月 24 日（木） 14:30～16:49

第 2 回 11 月 14 日（木） 13:00～14:51

2. 議事内容

当ディスカッショングループでは、論点の整理や課題の絞り込みなどに資するよう、各回の議題に沿って、以下の委員・特別委員及び外部有識者からヒアリング等を行うとともに、議論を行った。

第 1 回

○BEPS（税源浸食と利益移転）について

- ・ 岡村 忠生 委員

「国際課税の考え方と BEPS」

- ・ 太田 洋 東京大学大学院法学政治学研究科教授

「多国籍企業のタックス・プランニングの実情」

- ・ マーク・ラムザイヤー ハーバード・ロースクール教授

「課税逃れ取引の非効率性」

○帰属主義について

- ・ 日置 財務省主税局参事官

「帰属主義への見直し」

第 2 回

○国際課税について

- ・ 増井 良啓 委員

- 「国家間税源配分と経済の電子化」
- 国境を越えた役務の提供等に対する消費税について
- ・ 伊藤 財務省主税局税制第二課長
「国境を越えた役務の提供等に対する消費税」
 - ・ 佐藤 英明 慶應義塾大学大学院教授
「国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税のあり方について」

3. 主な意見等

(1) 帰属主義に関する意見等

- 国際課税原則について、総合主義に基づく国内法上の規定を、OECD 承認アプローチ (AOA) に沿った帰属主義に見直すべきという点について、意見の一致をみた。

【ディスカッショングループでの意見等】

- ・ 帰属主義に即して国内法を見直すということは時代の要請。
- ・ 今回の見直しのうち、支店に帰属する所得への課税等の整備が遅きに失したというのはその通りだが、一方で、OECD 承認アプローチ (Authorised OECD Approach: AOA) に沿った内部取引の認識等の部分はせいぜいここ数年、国際社会で盛り上がった議論であり、かなり先進的な取り組みである。
- ・ 帰属主義への見直しにより、海外からの投資を受け入れる、あるいは日本の企業の投資が拡大をするという効果が期待できるのではないか。
- ・ 帰属主義への移行は、二つの意味で、税の取扱のミスマッチを解消するもの。一つは、子会社、支店で取扱が同じとなること。もう一つは、本支店間取引に対する取扱いについて OECD で 10 年強かけて議論してきた、新しい国際的な合意に沿ったものになること。
- ・ 内部取引の認識や無償資本の配賦といったルールの明確化によって所得をしっかりと把握しようとするのは良いことだが、いろいろなタックス・プランニング等により操作の余地が出てきてしまうことに対する準備も必要。
- ・ 内部取引の認識については、取引が法的に存在しないところで内部取引を擬制するというものであるため、企業実務に過度に負担をかけない制度

設計をして、前向きに検討することが望ましい。

(2) 国境を越えた役務の提供等に対する消費税に関する意見等

- 国境を越えた役務の提供等に対する消費税については、国外の事業者との間の競争上の公平性の観点から、早期に見直すべきであるが、制度改革にあたっては、国内外の事業者の事務負担に与える影響や適正・公平な課税をいかに確保するかといった点について、さらに検討を進める必要がある。

【ディスカッショングループでの意見等】

- ・ 基本的な考え方として、日本に所在する事業者や所有者が役務の提供等を受けた場合は、広く国内取引とするという点については賛成。
- ・ 制度設計にあたり、「経済活動に対する中立性の確保、国内外の事業者への事務負担に与える影響、適正・公平な課税の確保等、幅広い観点から検討が必要」という指摘は、非常に重要である。
- ・ これから消費税が上がる中で、日本を拠点にしている企業と海外を拠点にしている企業のイコールフットィングを考えると、実施時期の問題が重要。ロードマップを作った上で、実現することを優先すべき。
- ・ 課税の完璧さを追求すると、制度導入が遅れてしまうので、段階的に、または暫定的に実施していくべきである。
- ・ BtoB取引に関して提案されている三つの案については、国外事業者登録申告納税方式は適正課税の観点から問題が多い。リバースチャージ方式は事務負担コストが問題であるが、実施は可能だと思われるので、これを全面的に使う案か、併用する案が良いのではないか。
- ・ 三つの案については、国内と国外、提供者と事業者のいずれの関係性かはっきりしない場合であっても維持できる制度を選択すべきであり、登録方式とリバースチャージ方式を併用する案が課税の仕組みとしては一番強固ではないか。
- ・ 国外事業者に課税するためには、相手国政府の協力が必要になってくるので、付加価値税のない国も、日本の課税システムに対して協力してもらえようをお願いをしていく必要がある。
- ・ 競争の中立性の確保から見直すというのであれば、対象の取引の量や機

会損失の規模、公平にやろうとする場合の徴税コストなどが出てこない
と議論を行いにくい。

(3) BEPS（税源浸食と利益移転）に関する意見等

○ BEPSについては、さまざまなご意見が出ており、引き続き、議論を
続けていく必要がある。

【ディスカッショングループでの意見等】

- ・ ディスカッショングループでは、国際課税の中でのBEPSの問題に日
本としてどう臨むか、出来る限り意味のないタックス・プランニングが起
こらないような仕組みをどう構築するかについて議論するとともに、法人
課税についても議論する必要がある。
- ・ 効率性が高い企業にも低い企業にも租税回避の機会がある。
- ・ BEPSについては、①節税が誘発するさまざまな非効率、人材の無駄
をどう考えるのか、②税収確保の観点からどう考えるのか、③どこの国で
も税金を払わないことについての納税者の税制に対する不信を高めるので
はないかという三つの視点がある。
- ・ 税率でも制度でも非対称性があればそのすき間を突くことを考えるので、
非対称性をどう埋めるかという一番基本の部分に挑戦していかないと問題
は解決しない。
- ・ PEについて、現実的には、経済活動のより外形的な実態に合わせて認
定するという方向性に、対称的に進めていかないと問題はなくなるらない。
- ・ 英国スターバックスのケースのように市場にされながらほとんど税収が
入らなかった消費国からの強い発言が国際社会の中で出てきており、新興
国の興隆と似ている部分があるが、ここをしっかりとコントロールするこ
とが非常に大事である。
- ・ 法人税率引き下げ競争になれば、まさに Race to the Bottom となり、
限度がない。法人税率を下げればすべて解消するというものではなく、ど
こかで歯止めをかけないと、全世界にとって不利益となる。
- ・ タックス・ミックスの観点からすると、少子高齢化が進み、消費は一定
程度見込むことができる国がどうすれば税収が入ってくるのかを考えると、
消費型付加価値税によることが非常に重要。